

2020年4月27日

ご申請者様 各位

ハウスプラス住宅保証株式会社
お問い合わせ先：営業推進室
eigyo@houseplus.co.jp

次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行サービスについて

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、次世代住宅ポイント制度に伴う、次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行サービスについて、「新型コロナウイルス感染症対応」の新規申請に関しまして、以下の取り扱いとさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

敬具

「新型コロナウイルス感染症対応」に関する新規申請

「新型コロナウイルス感染症対応」の物件について、2020年4月27日より、次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行サービスの新規申請を承ります。なお、申請期限前であっても予算額に達し次第終了となりますので、締切日は追って弊社ホームページにてご案内いたします。

また、「新型コロナウイルス感染症対応」の申込みの際は、ご申請者様が次世代ポイント事務局等でポイント発行申請の受付対象者であることを予めご確認していただいた上で、ご申請をお願いいたします。

<参考>

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた次世代住宅ポイント制度の対応

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず契約締結を令和元年度末（令和2年3月31日）までに行えなかった方のうち、下表に該当する場合に、ポイント発行申請を受け付けるもの。

	工事請負契約	建築着手／工事着手	売買契約
新築 (注文住宅)	令和2年4月7日 ～ 令和2年8月31日	工事請負契約 ～ 令和2年8月31日	—
新築 (分譲住宅)	平成30年12月21日 ～ 令和2年8月31日		令和2年4月7日 ～ 令和2年8月31日

詳細については、次世代住宅ポイント制度のホームページをご確認ください。

(本情報に関する詳細ページ) <https://www.jisedai-points.jp/information02/>

(2) ポイント発行申請の受付時期

令和2年6月1日から令和2年8月31日を予定

次世代ポイント事務局への申請にあたっては、やむを得ず令和元年度末（令和2年3月31日）までに契約ができなかった理由の申告が必要となります。

また、申請期限前であっても、予算額に達し次第終了します。